

防災行政無線の放送基準

通報事項 銚子市防災行政無線局 管理運用規程第24条 第1項	区 分	内 容
(1)災害及び防災に関する こと	地震情報	※震度速報 震度4以上 ※東海地震観測情報等
	緊急地震速報	※推定震度4以上
	津波情報	※大津波警報 ※津波警報 ※津波注意報
	気象情報	※警報(大雨・洪水・暴風・大雪・高潮) ※記録的短時間大雨情報 ※土砂災害警戒情報
	火山情報(富士山)	※レベル5 避難 ※レベル4 避難準備 ※レベル3 入山規制 ※レベル2 火山周辺規制
	避難情報等	・警戒レベル5 緊急安全確保 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・避難所開設情報、停電情報、断水情報等
(2)市民の人命その他 特に緊急事項に関する こと	国民保護情報	※ゲリラ攻撃情報 ※航空攻撃情報 ※弾道ミサイル発射情報 ※大規模テロ情報 ※誤報キャンセル報
	市民の財産・生命に関する 重要情報	・行方不明者の捜索に関する こと ・電話de詐欺被害の防止に関する こと ・感染症(新型コロナウイルス等)の感 染拡大防止に関する こと
(3)市政についての周 知又は協力を必要とす る事項に関する こと		・選挙啓発に関する こと ・統計調査に関する こと ・大規模イベントの実施に関する こと ・その他市民への周知又は協力を 必要とする 事項
(4)前各号に掲げるも ののほか、市長が特に 必要と認める事項に 関すること		(必要の都度、市長と協議のうえ決定)

※印は、全国瞬時警報システム(Jアラート)により、自動放送される内容です。